

# 八幡浜地区施設事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例

〔 昭和 4 5 年 6 月 1 5 日 〕  
〔 条 例 第 9 号 〕

改正 昭和58年 3月30日条例第 7号 昭和59年 3月31日条例第 8号  
令和 3年 3月23日条例第 2号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 3 1 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合において、職員が宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由が止んだ後速やかに提出すれば足りるものとする。

2 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 8 年条例第 7 号）

この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 2 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式第1号（消防職員以外の職員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治法の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

様式第2号（消防職員）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

八幡浜地区施設事務組合 階級 氏 名